

消食表第4号  
令和3年1月15日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長  
(公印省略)

「食品表示基準について」の一部改正について

今般、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）が改正され、「亜硫酸水素アンモニウム水」、「DL-酒石酸カリウム」、「L-酒石酸カリウム」等の添加物が、新たに指定されました。

これを受け、別紙新旧対照表のとおり「食品表示基準について」（平成27年3月30日消食表第139号）を一部改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。